

# 水辺と街づくりの新しい動向

## 1.はじめに

わが国は経済的・物質的豊かさでは世界有数の国になったといわれているが、人々の生活実感と結びついていないと指摘されている。このため、生活の様々な場面で人々が充足感を感じるよう質的豊かさの向上が求められており、街づくりにおいても、ライフスタイルの変化、価値観の多様化等に対応した、高次かつ多様な都市サービスを享受できるような都市機能の導入が求められているほか、「うるおい」、「ゆとり」といった言葉で表される豊かな空間形成に対するニーズは高い。

水辺空間は、このようなうるおいのある空間の代表例として真っ先に頭に浮かぶ場所である。それは、多くの人が海や川などの水辺に接してやすらぎを感じるためであろう。街づくりを進める上で、このような水辺空間の積極的に位置づけ、よりよい空間として再生・保存を進めることは非常に有益である。

本稿では、このような認識を踏まえ、ウォーターフrontを含めた良好な都市空間の形成策の一部を紹介することとする。

## 2.うるおい・緑・景観モデルまちづくり制度

### (1)背景・目的

経済社会活動の活発化、市民生活の多様化に伴い、うるおいのある豊かな社会を創造することが重要なテーマとなっていることに対応して、従来の施策に加え、都市行政の重要課題として更に一層総合的に取り組む必要がある。

建設省では、昭和62年度に、都市景観形成モデル都市制

度を創設し、同制度により、昭和63年度及び平成元年度に計34都市景観形成モデル都市として指定してきた。平成2年度には、都市景観形成モデル都市制度を発展させ、うるおい・緑・景観モデルまちづくり制度を創設し、この制度に基づいてうるおい・緑・景観モデル市町村を選定し、うるおいのある緑豊かな美しい街づくりを推進することとした。

### (2)制度の概要

#### ①うるおい・緑・景観まちづくり基本計画の策定

うるおいのある緑豊かな美しいまちづくりを進めようとする市町村は、一体的に進めることができると判断される地域(以下、「対象地域」という。)について、住み・働き・遊び・憩う、生活の全ての面の豊かさを感じられるまちづくりに関する基本計画(以下、「うるおい・緑・景観まちづくり基本計画」という。)を策定する。

#### ②モデル市町村の選定

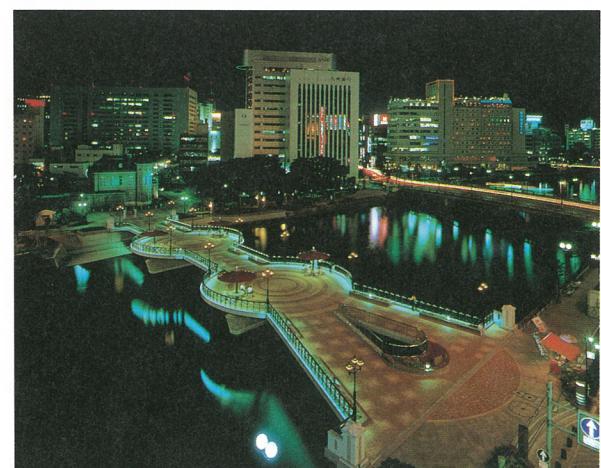
建設省は、うるおい・緑・景観まちづくり基本計画の内容が優良であり、全国のモデルとしてうるおいのある緑豊かな美しい街づくりを重点的に現実すべき市町村をモデル市町村として選定する。

#### ③重点事業整備計画の承認

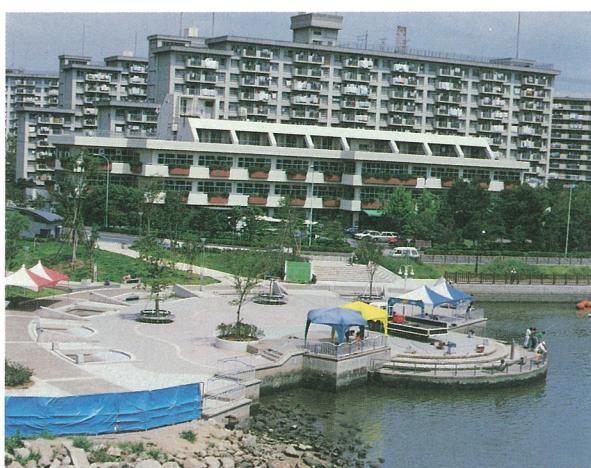
選定されたモデル市町村は、対象地域についての整備計画(以下、「整備計画」という。)を策定し、建設省は、その内容を審査の上、適当と判断される場合、これを承認する。

#### ④うるおい・緑・景観形成の総合的な推進

モデル市町村は、うるおい・緑・景観基本計画に基づき、対象地域における建設省所管事業を複合的・重点的に実施する。



福博プロムナード(福岡市)



葛西沖地区(東京都)

平成3年3月1日に、塩釜市、福島県三春町、栃木市、越谷市、岐阜市、岡崎市、桑名市、上越市、高岡市、亀岡市、堺市、生駒市、田辺市、米子市、出雲市、倉敷市、高知市、甘木市、都城市の19市町を第1回モデル市町村として選定し、平成3年12月26日には、このうち、塩釜市、桑名市、上越市、高岡市、生駒市、米子市、高知市の7市について整備計画を承認したところである。特に、桑名市、堺市、米子市、倉敷市については水辺を活かした街づくりを推進しており、今後のアメニティの高い都市の整備が期待されている。

### 3. 都市景観大賞

#### (1) 背景・目的

建設省では、平成2年度より都市景観に対する国民の意識啓発を目的として、10月4日を「都市景観の日」とし、良好な都市の景観形成を推進している。都市景観大賞は、「都市景観の日」中央行事(「都市景観の日」実行委員会主催)の一環として平成3年度に創設されたものであり、望ましい都市空間の整備並びに都市景観形成に係わる諸活動をより一層促進するため、「総合的な」都市空間のデザインに着目し、その良好な事例をする表彰するものである。

#### (2) 表彰対象

都市景観大賞では、総体としての都市環境が優れた地区並びに高い水準のデザインが具現化されている地区を広く募集、発掘し、これを讃え、都市空間の魅力の背景にある総合性並びに造形としてのデザインの重要性を世に訴え、さらなる良好な都市空間の創出並びに景観形成を促進することを目的として種々の表彰を行うもので、都市景観100

選と景観形成事例により構成される。

#### ① 都市景観100選

都市整備の歴史の中で、「都市環境の総体」として良好な都市空間が培われているまとまりある地域、地区を対象とする。毎年、テーマを設定し10事例程度を表彰する(平成3年度のテーマは「都市の個性」)。

#### ② 景観形成事例

##### 1) 地区レベルの良好事例

複数の都市づくりに係わる事業、活動等により良好な景観が形成された地区を対象とする。

##### 2) 小空間の良好事例

素材の使い方、きめ細かいデザイン上の配慮等、空間デザインに積極的に取り組んだ小さいまとまりあり空間を対象とする。

平成3年度においてはそれぞれ10地区、計30地区が入賞しており、葛西沖地区(東京都)、福博プロムナード天神・中州地区(福岡市)、加賀市・水守神社耳聞山地区(加賀市)、新町川水際公園地区(徳島市)等の地区では、水辺と調和した空間が形成されている。

### 4. おわりに

ここで紹介した事柄は、良好な都市空間の形成事例をモデルとして推進・表彰するものであるが、その他の市街地整備、都市開発に当たっても水辺を活かす工夫が行われつてある。水辺は街の構成要素として優れた素材であるが、むしろ霞が関よりも街づくりの最前線の方が実感しているのであろう。今後とも適切に整備・規制・誘導が行われ良好な都市空間が形成されることを願ってやまない。



水守神社(加賀市)



新町川水際公園(徳島市)